

車・バイク・自転車等の 通勤手当について

※公共交通機関を使用しない方は、
こちらでも申請してください

ワークフロー申請

申請フォームに内容を入力して、提出します。

② ワークフロー申請について

申請フォーム 申請済一覧

カテゴリで絞り込み

フォーム名で検索

★ お気に入りのみ表示

申請の概要を表示

☆ 目 身上変更届（電話番号・世帯主・連絡先）

☆ 目 家族手当申請・変更届出書

☆ 目 住宅手当申請・変更届出書

☆ 目 【車・バイク・自転車等】通勤手当申請書

公共交通機関を使用しない方はこちらでも申請してください。
【車・バイク・自転車等】通勤手当申請書の項目を入力してください。

通勤手当選択

② 車・バイク・自転車等の交通用具または徒歩のみで通勤(1.5Km超)

住所

大阪府堺市中区東山500-3

利用開始日

実際に通勤を利用される日を入力して下さい。
①を選んだ方はこちらで入力完了です。

2025 年 04 月 01 日

片道通勤距離(車・バイク等及び徒歩通勤者)

②を選んだ方は、こちらに自宅から勤務地までの実際の走行距離を記載してください。

※ 所得税法第9条第1項第5号及び、所得税法施行令第20条の2により、非課税限度額を超える部分については課税対象とする。（虚偽申告は追徴課税になる場合がございます）

- ・ 2 km未満
- ・ 2 km以上10 km未満(4,200)
- ・ 10 km以上15 km未満(7,100)
- ・ 15 km以上25 km未満(12,900)
- ・ 25 km以上35 km未満(18,700)
- ・ 35 km以上45 km未満(24,400)
- ・ 45 km以上55 km未満(28,000)
- ・ 55 km以上(31,800)

() 内は非課税金額

10

Km

通勤経路

添付ファイルアップロードについて

②を選んだ方は、こちらに自宅から勤務地までの経路をなぞった画像を貼付してください。

通勤経路図.pdf



+ ファイルを追加

②を選んだ方は、距離の入力
と経路画像の添付をお願いします。

もどる

次へ